

(参考和訳)

2010年12月22日

### チャーティスが統合型の賠償リスクソリューションを全世界で提供

日本の多国籍企業の米国における賠償責任保険の補償範囲を  
グローバル賠償プログラムに組み込み一体化

チャーティスは、米国外に本社のある多国籍企業が、本国から米国における補償内容を管理することができる統合型のグローバル・リスクマネジメント・プラットフォームを導入しました。

この取組の中核となるのは、第三者賠償リスクや生産物賠償リスクに対する補償を提供する米国で認可されている企業向け賠償責任保険(CGL)です。本プログラムにおいては、CGLの契約は、個別の保険契約としてではなく、統合された管理マスタープログラムの一部となります。米国のCGL契約と管理マスタープログラムの保険契約の整合性を確保するために、チャーティスの発行する米国CGL証券の契約内容に応じて、マスター証券は、支払限度額の差額を埋めるための補償を提供できます。また、米国における労災保険や、自動車の賠償責任保険、エクスセス/アンブレラ賠償責任保険についても同様に別途アレンジすることが可能です。

本件に関してチャーティス・ファー・イースト・ホールディングスの企業保険担当専務執行役員のスティーブ・マローン氏は以下のようにコメントしています。

「米国は、訴訟の頻度と損害賠償額において、世界において最も厳しいビジネス環境にあります。このような環境下でビジネスを展開する企業にとってはその対策は特別な挑戦となります。このたびのチャーティスのグローバル・リスクマネジメントにおける新しい取組は、グローバル・リスクマネジメント・プログラムに継ぎ目無く統合された適切な補償の提供と賠償請求に対する対応に関して多国籍企業の顧客に対し、安心をご提供します。」

チャーティスは通常100万ドルまたは200万ドルのプライマリー賠償責任保険を提供した上でさらに5000万ドルまでの上乗せアンブレラ保険を米国にて提供することが可能です。

このプログラムについて詳しい情報をお知りになりたい場合は、まずは以下までお問い合わせください。(日本における引受保険会社はチャーティス傘下のAIU保険会社となります。)

ロイ・ウィルモス、リージョナル・バイスプレジデント、ライアビリティ&グローバルマーケット、チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス  
[commercialinsurance@chartis.co.jp](mailto:commercialinsurance@chartis.co.jp)

チャーティスは、損害保険業界の世界的なリーダーであり、160以上の国や地域で、4,500万以上のお客様にサービスを提供しています。90年の歴史、業界内で際立って多様性に富む商品・サービスの提供、損害サービスに関する深い専門性、高い財務力により、チャーティスは、法人および個人のお客様に対して、自信を持ってリスク管理サービスの提供を行います。

日本では以下の会社がチャーティス・グループの損害保険会社として事業展開しています。

AIU保険会社、アメリカンホーム保険会社、富士火災海上保険株式会社、ジェイアイ傷害火災保険株式会社